

○南アルプス市骨髄等提供者支援助成金交付要綱

令和2年3月25日

南アルプス市告示第106号

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髄・末梢^{しょう}血幹細胞提供あっせん事業（次条において「骨髄バンク事業」という。）において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者の増加を図り、骨髄等の移植を推進するため、骨髄等の提供を行った者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、南アルプス市補助金等交付規則（平成15年南アルプス市規則第43号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 骨髄等を提供した日及び申請日において、市内に住所を有する者
- (3) 骨髄等の提供に係る休暇制度を設けている企業、団体等に勤務していない者
- (4) 他の自治体が発行する骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者
- (5) 市税等の滞納がない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面接（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、南アルプス市骨髄等提供者支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面接をした日を証明する書類
- (3) 健康保険証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、南アルプス市骨髄等提供者支援助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その可否を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項による審査において助成金の額を確定し、適当と認めるときは、申請者に助成金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査に当たり、申請者の同意を得た上で、第2条第3号に規定する助成対象者としての要件について申請者の勤務先に調査を行うことができる。

(助成金の返還等)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 前項の場合において、市長は、その者に既に交付された助成金の全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条に規定する交付の決定を受けた助成金については、第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。